

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令案 新旧対照表 目次

○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成二十六年内閣府令第三十九号) (抄) 1

○ 子ども・子育て支援法施行規則 (平成二十六年内閣府令第四十四号) (抄) 2

○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（受給資格等の確認）</p> <p>第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項に規定する通知）によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（受給資格等の確認）</p> <p>第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 子どものための教育・保育給付</p> <p>第一節 支給認定等（第一条―第十六条）</p> <p>第二節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第十七条―第二十八条の二）</p> <p>第二章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（支給認定証の交付）</p> <p>第四条の二 市町村は、法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者又は同条第四項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）の申請により、同項に規定する支給認定証（以下「支給認定証」という。）を交付する。</p> <p>（利用者負担額に関する事項の通知）</p> <p>第七条 市町村は、支給認定を行ったときは、当該支給認定に係る支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対</p>	<p>目次</p> <p>第一章 子どものための教育・保育給付</p> <p>第一節 支給認定等（第一条―第十六条）</p> <p>第二節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第十七条―第二十八条）</p> <p>第二章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（利用者負担額に関する事項の通知）</p> <p>第七条 市町村は、支給認定を行ったときは、当該支給認定に係る支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対</p>

して、当該支給認定保護者の利用者負担額に関する事項を通知するものとする。

2 支給認定保護者が支給認定証の交付の申請をしていない場合において、前項の通知をするときは、前条各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

(支給認定の変更の認定の申請)

第十一条 法第二十三条第一項の規定に基づき支給認定の変更の認定を申請しようとする支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

一 四 (略)

2・3 (略)

(市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続)

第十二条 市町村は、法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行おうとするときは、その旨を書面により支給認定保護者に通知するものとする。

2 前項の場合において、支給認定保護者に支給認定証を交付していると

して、当該支給認定保護者の利用者負担額に関する事項を通知するものとする。

(新設)

(支給認定の変更の認定の申請)

第十一条 法第二十三条第一項の規定に基づき支給認定の変更の認定を申請しようとする支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に支給認定証を添付して、市町村に提出しなければならない。

一 四 (略)

2・3 (略)

(市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続)

第十二条 市町村は、法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を書面により支給認定保護者に通知し、支給認定証の提出を求めるものとする。

- 一 法第二十三条第四項の規定により支給認定の変更の認定を行う旨
- 二 支給認定証を提出する必要がある旨
- 三 支給認定証の提出先及び提出期限

2 前項の支給認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されていると

きは、次の各号に掲げる事項を併せて通知し、当該支給認定証の提出を求めるものとする。ただし、支給認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

- 一 支給認定証を提出する必要がある旨
- 二 支給認定証の提出先及び提出期限

(準用等)

第十三条 第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認定の変更の認定について準用する。

2 市町村は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認定の変更の認定を行った場合であつて、支給認定保護者に支給認定証を交付しているときは、支給認定証に第六条第四号から第六号までに掲げる事項を記載し、これを返還するものとする。ただし、支給認定保護者から支給認定証の返還を要しない旨の申出があつた場合は、この限りでない。

(支給認定の取消しを行う場合の手続)

第十四条 市町村は、法第二十四条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行ったときは、その旨を書面により支給認定保護者に通知するものとする。

きは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(準用等)

第十三条 第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認定の変更の認定について準用する。

2 市町村は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認定の変更の認定を行った場合には、支給認定証に第六条第四号から第六号までに掲げる事項を記載し、これを返還するものとする。

(支給認定の取消しを行う場合の手続)

第十四条 市町村は、法第二十四条第一項の規定に基づき支給認定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により支給認定保護者に通知し、支給認定証の返還を求めるものとする。

- 一 法第二十四条第一項の規定により支給認定の取消しを行った旨
- 二 支給認定証を返還する必要がある旨

2 前項の場合において、支給認定保護者に支給認定証を交付しているときは、次の各号に掲げる事項を併せて通知し、当該支給認定証の返還を求めるとする。ただし、支給認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。

- 一 支給認定証を返還する必要がある旨
- 二 支給認定証の返還先及び返還期限

(申請内容の変更の届出)

第十五条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項（以下この条において「届出事項」という。）を変更する必要があるときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を市町村に提出しなければならない。この場合において、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付しなければならない。

- 一 四 (略)

2 (略)

(支給認定証の提示)

第十九条 支給認定保護者は、法第二十七条第二項の規定に基づき、支給認定教育・保育を受けるに当たっては、特定教育・保育施設から求めがあつた場合には、当該特定教育・保育施設に対して支給認定証を提示しなければならない。ただし、支給認定保護者が支給認定証の交付を受け

三 支給認定証の返還先及び返還期限

2 前項の支給認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(申請内容の変更の届出)

第十五条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項（以下この条において「届出事項」という。）を変更する必要があるときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書に支給認定証を添付して、市町村に提出しなければならない。

- 一 四 (略)

2 (略)

(支給認定証の提示)

第十九条 支給認定保護者は、法第二十七条第二項の規定に基づき、支給認定教育・保育を受けるに当たっては、その都度、特定教育・保育施設に対して支給認定証を提示しなければならない。

ていない場合は、この限りでない。

(令第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定)

第二十条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。)第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の七、第三百十四条の八及び第三百十四条の九並びに附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項、附則第五条の五第二項、附則第七条の二第四項及び第五項、附則第七条の三第二項並びに附則第四十五条とする。

(支給認定証の提示)

第二十六条 支給認定保護者は、法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育を受けるに当たっては、特定地域型保育事業者から求めがあった場合には、当該特定地域型保育事業者に対して支給認定証を提示しなければならない。ただし、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、この限りでない。

(令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額)

第五十七条 (略)

2 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合は、令第二

(令第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定)

第二十条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。)第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の七、第三百十四条の八及び第三百十四条の九並びに附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項、附則第五条の五第二項及び附則第四十五条とする。

(支給認定証の提示)

第二十六条 支給認定保護者は、法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育を受けるに当たっては、その都度、特定地域型保育事業者に対して支給認定証を提示しなければならない。

(令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額)

第五十七条 (略)

2 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合は、令第二

十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のいずれかを選択するものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

一 教育認定子ども（令第四条第一項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満三歳以上保育認定子ども（令第四条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）（法第二十条八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限る。）  
二万五百円、一万四千百円、一万五千百円、三千円、零

二〇五（略）

3（略）

4 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合であつて、特定被監護者等（令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等（同項に規定する特定教育・保育等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額（令第十四条の二第二項に規定する負担額算定基準額をいう。）が七万七千一百円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあ

十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる支給認定子どもをいう。以下同じ。）又は満三歳以上保育認定子ども（令第四条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）（法第二十条八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限る。）  
二万五百円、一万六千百円、一万五千百円、七千五百五十円、三千円、零

二〇五（略）

3（略）

4 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合であつて、特定被監護者等（令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等（同項に規定する特定教育・保育等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額（令第十四条の二第二項に規定する負担額算定基準額をいう。）が七万七千一百円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあ



つては、五万七千七百円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 令第十四条の二第一項第一号イ又はロに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して第二項第一号から第五号までの規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額（令第四条第一項第四号及び第二項第七号、令第六条第一項第四号、令第七条第一項第四号、令第九条第一項第七号、令第十一条第一項第四号、令第十二条第一項第七号並びに令第十三条第一項第四号及び第二項第七号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、零）

二 令第十四条の二第二項第二号イからハまでに掲げる支給認定子ども 零

5 (略)

附 則

（特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え）

第三条 法附則第六条第一項の場合におけるこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條第一項	特定教育・保育施設等	特定教育・保育施設等（法附則第六条第一項に規定する特定保育所を除く。第九条第四項において同じ。）
--------	------------	--

つては、五万七千七百円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 令第十四条の二第一項第一号次のイ又はロに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して第二項第一号から第五号までの規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額

二 令第十四条の二第二項第二号次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 零

5 (略)

附 則

（特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え）

第三条 法附則第六条第一項の場合におけるこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條	特定教育・保育施設等	特定教育・保育施設等（法附則第六条第一項に規定する特定保育所を除く。第九条第四項において同じ。）
-----	------------	--

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)